



発行 東京都

目次

137

規則

- 職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則：（総務局人事部職員支援課）…
- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則：（同）…
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則：（東京消防庁企画調整部企画課）…
- 職員の旅費支給規程の一部改正：（総務局人事部制度企画課）…

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十三号

職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第九項中「第五項第三号及び第四号」を「第五項第四号」に、「次の各号

に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第一号又は第二号に掲げる」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」との下に「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項第一号から第三号まで」に改める。

第七条の二の二第九項中「第四項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第五項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第四項各号」及び「第四項第一号又は第二号」を「第四項」に改める。

第七条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第二十六条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の二中「密」を「密 密」に改める。

別記第二号様式の三中

□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

（消滅の理由）

）を

□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

（消滅の理由）

）に改める。

ら施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百五号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項の表条例第五十五条の五第一項第十一号の部二の項中「(共)項口」を「(共)項」に改め、「掲げる防火対象物」の下に「(同表(共)項イに掲げる防火対象物にあつては、省令第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に限る。）」を加える。

第十三条第一項の表中「変電設備」の下に、「急速充電設備」を加え、「充てん」を「充填」に改める。

別記第五号様式中

<input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備	<input type="checkbox"/> 急速充電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備	<input type="checkbox"/> 内燃機関を原動力とする発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備
に	を	

改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十一条の五第一項の表の

改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の火災予防条例施行規則（以下「新規則」という。）第十三条第一項に規定する届出（急速充電設備に係るものに限る。）は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

訓 令

●東京都訓令第四十八号

庁 中 一 般
支 事 業 所
支 用 委 員 会 事 務 局
事 業 所

労働委員会事務局

職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二を削る。

第十一条第一項中「及び車賃」を「、車賃及び条例別表第一に定める旅行雑費」に改め、同項第五号中「昭和五十六年東京都訓令第百五十号」を「平成十三年東京都訓令第五号」に改め、同条第二項中「、条例第十五条第二号に定める旅行雑費又は条例別表第一に定める旅行雑費」を削る。

別表第二(一)の項中

旅行雑費	二分の一
旅行雑費	公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額

を

に改める。

—	
---	--

別記第二号様式(甲)中

旅行者 命令 印	決定 関 与 者 印
----------------	------------------------

旅行者 命令 者	決定 関 与 者
----------------	-------------------

旅行者 印	旅行者 印

旅行者 先	旅行者 先

に改め、同表(記入)

旅行者 命令 印	決定 関 与 者 印
----------------	------------------------

旅行者 命令 者	決定 関 与 者
----------------	-------------------

旅行者 先	旅行者 印

旅行者 先	旅行者 先

注意事項) 2 中「押印又は記入」を「記入等」に変更。
別記第二号様式(乙) 中

に改める。

別記第四号様式中

車 輿 (定期)	旅行雑費 (定期)	宿泊料又 は食費料	同一地域内			合 計
			(a)交通費	(b)旅行雑費	(c)差引不足額	
(K)	日	甲乙夜 食	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	
(K)	日	甲乙夜	(a)	(b)	(c)	

を

計	合	宿泊料又 は食卓料	旅行雑費	車賃 (空路)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)
		甲乙 夜		(K)

に改める。

命令権印	与印	旅行者印

別記第七号様式中

命令権者	関与者

を

に

--	--	--	--

1 km 以下	旅行雑費	旅行雑費等
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

を

に

- 「4」 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃及び車賃の実費額を記載すること。
- 「5」 「旅行の区分」欄は、当該旅行が近接地外旅行の場合には「内」を、近接地外旅行の場合には「外」をそれぞれ○で囲むこと。
- 「8」 「1km以下」の欄には、在勤所から1km以下の地域を旅行した場合に、○を付すること。
- 「7」 「旅行雑費」欄は、近接地外旅行の場合には旅行雑費の額その他に()書で付額(キロ数)を記載すること。

を

- 「4」 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額を記載すること。
- 「5」 「旅行の区分」欄は、当該旅行が近接地外旅行の場合には「内」を、近接地外旅行の場合には「外」をそれぞれ○で囲むこと。
- 「8」 「旅行雑費等」の欄は、必要に応じて、旅行雑費、宿泊料、食卓料等の額を記載すること。

に改める。

附 則

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記第二号様式(甲)及び第二号様式(乙)の改正規定並びに別記第七号様式の改正規定()

- 2 この訓令による改正後の職員の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の職員の旅費支給規程別記第二号様式(甲)、第二号様式(乙)及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の旅費支給規程別記第四号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

									命令権印
									署名印
									旅行印

を

									命令権者
									関与者

に改める部分に限る。)並

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

